

することとする。年齢制限は長期の職業訓練・教育を必要とする部門など、特定のケースに限定することとする。

また、地方公共団体、公共病院、政府等における就職訓練(PACTE : Parcours d' acces aux carrieres territoriales, hospitalieres et de l' Etat)を創設し、1~2年間、地方公共団体、公共病院、政府機関といった部門における職務と職業訓練を交互に行うこととする。18~23歳の学位、資格を持たない、就職に困難を抱える若者を対象とする。1年あたり2万人の若者を対象とすることを目指す。

(b) 軍における職業訓練

軍における職業訓練を施すことで、特に就職に困難を抱える若者の社会・職業参入を図ることとする。同職業訓練を受けることで学位(CAP : 職業適任証)が付与される。訓練中は兵役に準ずる地位を与えられ、手当(ボーナスを含む。)を受けることができる。2万人の若者を対象とすることを目指す。社会参加の困難な16~25歳を対象に、軍隊参加のための志願兵役契約(contrat de volontariat)を6か月から12か月で締結する。24か月を上限として延長が可能である。2か月間の審査期間があり、場合によっては一方的に解雇される。

(6) 最低賃金制度等における雇用主への優遇措置

最低賃金制度において、①年少者については、最低賃金額(SMIC)を、入職後6か月に達するまでは、(i)17歳未満の者については20%、(ii)17歳の者について10%、それぞれ減額することができる。②養成訓練契約による訓練生は、年齢と訓練期間に応じて、最低賃金額を22~75%減額することができる。

熟練契約や雇用支援契約(CAE)、企業における若年者雇用契約などの特殊雇用契約の促進策として、契約を結んだ事業主に対して、国から社会保険負担が軽減され、事業主に対する補助金が支出される。(本文3, 5,6参照。)

7 今後の課題

フランスでは、政府は、EU雇用戦略が提示する仕事への参加を通じた社会的統合ないし再就職を促進させることを重要な課題と認識し、今後も様々な取組みが推進されるものと思われる。

フランスにおいては、25歳以下の若年者は、職業歴が浅く、雇用保障の権利もなく、失業給付も少なく、最低所得保障もないため、特別な教育訓練プログラムが設けられている。このプログラムに参加することで、職業訓練を受けられるだけでなく、一定の手当も支給される。その結果、職業訓練プログラムは、失業を回避する主要な手段となっている。実際、このプログラムがなければ、失業率は高いという分析がなされている。

こうした中、近年では、長期失業等困難な状況にある若者に対する個別相談支援を導入するなど、よりきめ細やかな支援策を取り入れるなどしている。

また、雇用不安等を背景に誕生したドビルパン政権は、発足後矢継ぎ早に緊急雇用対策を打ち出しており(本文参照)、今後の展開が注目される。

参 考 文 献

- (注1) 資格取得契約
特定の職業資格の獲得を目的とし、16～25歳の若年者に対して、6～24か月の有期雇用を民間企業で提供する。使用者は年齢及び契約年数に応じてSMICの30～75%以上の賃金を支払い、契約期間の25%相当期間以上の職業訓練を保証する。職業訓練費用の補助があり、SMICを超えない部分について社会保険料の使用者負担が免除される。
- (注2) 雇用適応契約
補完的な訓練による雇用への適応を目的とし、16～25歳の若年者に対して、6～12か月の有期雇用あるいは無期限雇用を民間企業で提供する。使用者はSMICの80%以上の賃金を支払い、年間200時間以上の職業訓練を保証する。職業訓練費用の補助がある。
- (注3) 職業指導契約
特に就職が困難な若年者が適職を発見することを目的とし、22歳未満の者は最長9か月、25歳未満の者は最長6か月の有期雇用を民間企業で提供するものである。使用者は年齢に応じてSMICの30～65%以上の賃金を支払い、22歳未満は契約期間の25%相当期間以上、25歳未満は契約期間の20%相当期間以上の職業訓練を保証する。職業訓練費用の補助があり、SMICを超えない部分について社会保険料の使用者負担が免除される。
- (注4) OPCA(労使訓練基金：organisme paritaires collecteurs agréés：)
労使によって創設された政府公認組織であり、職業訓練費用を企業より徴収し、職業訓練に係った費用を負担する。
- (注5) 雇用連帯契約(CES)
18～25歳の若年者、50歳以上の失業者及び長期失業者等の就職困難者に対して、3～12か月(24か月まで延長可)の有期雇用で、週20時間程度のパートタイム労働を地方公共団体等の公共部門で提供するものである。当該契約を結んだ者にはSMIC以上の賃金が支払われ、賃金の一部(SMICの65～95%)を国が負担する。職業訓練費用の補助があり、SMIC及び週20時間分の賃金を超えない部分について社会保険料の使用者負担が免除される。
- (注6) 雇用補強契約(CEC)
上記のCESを終了した者に対して、12～36か月の有期雇用契約又は期間の定めのない契約で、週30時間程度のパートタイム労働を地方公共団体等の公共部門で提供するものである。この契約を結んだ者にはSMIC以上の賃金が支払われ、賃金の一部(就職が最も困難な者についてはSMICの80%、その他の者については通減制で60～20%)を国が負担する。職業訓練費用の補助があり、SMICの120%及び週30時間分の賃金を超えない部分について社会保険料の使用者負担が免除される。
- (注7) 経験の認証(la validation des acquis de l'expérience)
労働者の職業経験を資格の形で認定する制度で、経験の認証により、職業資格やバカロレアなどの教育資格を取得することも可能となっている。
- (注8) オルドナンス
国会の許可を得て、行政権(政府)によって発せられる命令で、法律と同等の価値を持つ。

- ・ JILPT 報告書
「フランス・ドイツにおける雇用政策の改革－EU雇用戦略と政策転換－」
「フランスの失業保険制度と職業訓練政策－Welfare to Work の観点から－」
「ドイツ、フランスの有期労働契約法制調査研究報告」
「先進諸国の雇用戦略に関する研究」
ISSUE BRIEF「諸外国の若年雇用政策」NO.410
(財)海外職業訓練協会「フランス 人づくりハンドブック」
- ・ その他
フランス雇用・社会的団結・住宅省HP
雇用庁(ANPE)HP